大阪府教育行政評価審議会における審議結果

＜基本方針１＞

〇　自身が指導する大学生について３割強程度が同和問題を知らないという実態がある。改めて「部落差別の解消の推進に関する法律」の精神に則り、この事実を一つの課題として改めて取り上げていくことが大事。また、学生から就職活動の際、身元調べをされる不安があるという声もあり、実際インターネット上での人権侵害も顕著に現れている状況もある。人権教材の活用も含め、一層部落問題学習の充実、発展に向けて取り組んでいただきたい。

〇　「チーム学校」が進んでいく中、学校外での繋がりや外部との情報共有等、教育支援協働について、学校の教員が苦手としていることは問題。また、今後コロナ禍のような対面する機会が制限される中でも教員が積極的にＩＣＴを活用し、学校外との情報共有ができる仕組みを作るべき。コミュニティスクールや地域連携本部など、学校外の組織を学校の中に取り込んでいく仕組みが出来ていく中、連携協働についてはさらなる協力が作れたら良いと思う。

＜基本方針２＞

〇　エンパワメントスクールでの、一人ひとりに応じた丁寧な支援の結果、学校生活満足度の上昇や、生徒アンケートで「授業がわかりやすかった」「自分のためになった」と回答している割合が80％以上となっている。学校生活に不安や悩みを抱える生徒が安心して登校できるよう、こうした取組みをエンパワメントスクール以外の学校とも共有してほしい。

〇　チャレンジテストについて、目標に準拠した評価で子どもたちの学力を評価することは非常に大事であり、また内申書の統一についても一定のルールが必要だと思う。一方、ペーパーテストでは限定的な学力しか評価できないという懸念もあり、内申書の統一性を考える場合には、ペーパーテスト以外の方法もあるのではないかと思っている。

〇　ペーパーテストによる学習評価は、新しい学力観や、子どもに力を育むという視点からすると、知識偏重が強く出る側面がある。新しい学力観と整合が取れる学習評価は非常に重要。

〇　授業改善の取組みは、様々な教育課題の根幹になる課題。取組みが活性化することが、全体の課題の改善につながるなど、影響が大きいため、取組みを進めていただきたい。

〇　エンパワメントスクールの進路決定率と学校生活満足度の実績は、充実した取組の成果として評価できる。エンパワメントスクールは生徒にとっても非常に重要な役割を果たすと考えており、特にエンパワメントスクールでのわかる授業による、自己改善、自己向上が非常に大きな役割を果たすと思う。1年生の学び直しを、上手く２年生以降に繋げていくことによって、生徒がより自信を持てるような取組みをこれからも継続してほしい。

〇　全国的には個別の指導計画の作成率が高く、個別の教育支援計画の作成率が低い状況である中、大阪ではこれが逆転しており、これは高校生活支援カードの取組みの結果と思っている。全体的なガイドラインとしての関係機関との連携など、長期的な視点により作成する個別の教育支援計画と、学校における個別の指導計画の様式を統合すれば、より作成率も向上するとも思う。大学進学後も含め、切れ目ない支援は非常に重要であり、こうした取組みをさらに進めて維持していただきたい。

〇　民間企業の立場として、今大阪府への伴走型支援で取り組んでいる事業の一つとして、高校生に対し、留学をしたときの体験談や海外の方の体験談等を伝えるなど、グローバル人材の育成にかかる取組みを行う予定。このような取組みを、小学生、中学生向けにも伴走型支援ができればとも考えている。今後もこのような取組みについて、府から理解をいただくとともに、民間企業が考え方を示すことで、一緒に取り組んでいける部分があればと思う。

＜基本方針３＞

〇　中学校で発達障がい等により通級による指導を受けた生徒数は年々増加、これらの生徒の多くが高等学校に進学している現状から考えると、通級指導教室が府内４校では不十分と考える。昨年度から実施している他校通級・巡回指導の実施形態研究においては、対象生徒への成果は見られるものの、通級指導教室の周知及び理解や通級指導担当教員の負担等が大きい。生徒への支援はいうまでもないが、通級指導担当教員の配置によって、その学校全体の支援教育が進んでいくという面もあるため、拡充に向けた検討を進めていただきたい。

〇　市町村の小中学校においても、医療的ケアの必要な児童生徒が入学してきている、あるいは入学を希望しているケースが非常に多くあり、市町村教育委員が苦労しているという話も聞く。この状況に対し、府が市町村向けの「医療的ケア等実施体制サポート事業」を再編し支援を充実させたように、医療的ケアの必要な児童生徒への支援が充実することは非常に望ましいこと。

〇　自立支援コースでの学びを希望している生徒数に対して募集人員が少ないなど、高校における知的障がいのある生徒の受け入れ体制が十分ではない。自立支援コースでのモデル実施の評価も踏まえて、募集人数増についてはぜひ進めていただきたい。また、支援教育サポート校は高等学校全体に対する支援の工夫や合理的配慮に関して、様々な提案をしていく大きな役割を担う。こちらの充実もよろしくお願いしたい。

〇　キャリア教育アドバイザーにより、各学校の専門的な連携力が向上していくことが、生徒の就職に対して大きな影響を与えていくのは非常に好ましい。キャリア教育アドバイザーの存在によって、その学校の進路指導力と教員の力量も同時に高まっていくことが大切だと思う。

〇　多様な支援要請に即応できるセンター的機能の充実に向けて、より高い専門性を確保していくため、また高校への支援・連携を拡充していくためにも、支援教育コーディネーター（リーディングスタッフ）の専任制を進めていただきたい。専任制は専門性の蓄積にもつながると思う。

〇　「自立活動ハンドブック（小学校版）」は、自立活動の基本的な考え方や事例など、様々な内容が盛り込まれており、現場から好評である。今年度作成される中学校版ハンドブックについても、中学校の特色を踏まえたものになるという意味で、非常に重要なガイドラインになると思う。

〇　特別支援学校の免許状保有率が策定時より10％以上改善されていることは評価できる。特別支援学校の免許所有率は特別支援教育、学校教育への専門性の具体的指標になる。教員には「専門性をちゃんと保有する」という意識を持っていただかないといけない。

〇　子どもの実態について発達検査等の資料を用いて評価を行うアセスメントができるリーディングスタッフの割合が約3割とのことである。各スタッフの方々には自信を持って支援に取り組んでいただきたい。また、スタッフの専門性を高める研修の充実は大事だと思うので、引き続きお願いしたい。

＜基本方針４＞

〇　内閣府の調査によれば、児童生徒の自己実現と社会貢献への意欲については肯定的な回答が低くなっている。府内の児童生徒が自己実現と社会貢献への意欲を高め、より良い社会を築く一員として自覚と行動を促す「志（こころざし）学」の一層の取組とその普及が求められる。実践事例集などを作成し、取組みを進めているところとのことだが、今後とも児童生徒が自分に対して自尊感情も持ちながら、社会に貢献できるよう夢や志を育むための指導を求める。

〇　府立学校におけるキャリア教育については、自分の就きたい、または興味のある職業を具体的にイメージしながら、子どもたちが主体的に進路を考えられる体制が作くれているとのこと。これからも取組みを進めていただきたい。

〇　スクールカウンセラーの利用については、保護者や生徒に限定されているような雰囲気があり、教員が簡単に相談できるものではないと捉えている方もいると聞く。教員がスクールカウンセラーに相談しても大丈夫だということを、全ての教員に周知できるよう取り組んでいただきたい。

〇　スクールカウンセラーを教職員が利用しやすいようにすることは非常に重要。いま精神的な体調不良により休職する教職員が非常に多いと聞いている。学校内に教職員自身が相談できる仕組みがあれば、教職員の休職も減り、学校の運営自体の混乱を少しでも防げるのではないか。

〇　校内フリースクールのように、在籍している学校の中に行くことができる場所があることは、不登校の子どもにとって、社会的自立の第一歩となる重要なところ。みんなが通っているところに行けなくなっていることが、自分を肯定できない要素になっていると思う。在籍している学校の中に居場所がある状況を作れるのであれば、校内フリースクールは一つの選択肢としてあっても良いと思う。

〇　教育支援協働、多面的な支援について、民間団体から、取組みを進める中で一番やりづらい点は、学校の教員が理解してくれないことだという声があった。学校の中に民間団体が入ってくるときに、学校の教員と民間団体との情報共有は、今後の課題だと思う。その点で、府が民間支援団体と連携していることは評価できる。多面的な支援が子どもを支える仕組みであることを教員が十分理解し、今後さらに強化していくことは重要である。

〇　道徳科の評価は、記述式で対応をしていることや、指導においても児童一人一人とディスカッションを交えて行っているとのことであった。児童だけでなく、親も含めて家庭でも道徳的な話ができるようになれば、さらに内容が充実した道徳教育になっていくと感じた。今、多様化の時代で、様々な意見や考え方がある。引き続き取組みを進めていただきたい。

〇　複数の民間企業でも挨拶を基本に置いて考えていると聞たことがある。目を見て、顔を見て挨拶を誰にでもできることが全ての人間関係の基本。挨拶をすることでいじめもなくなるという事例もあると聞く。挨拶運動はこれからも継続して取り組んでいただきたい。

〇　こころの再生府民運動は本当に大事な取組み。道徳教育の学識者は「礼を正すことが学校の基本である」とおっしゃった。挨拶と掃除、そして時間を厳守するというのが学校の基本、組織の基本と思う。15年の歩みの中で、実績も成果も府内に広がっていると聞いている。引き続き運動の推進をお願いしたい。

＜基本方針５＞

〇　生活習慣が乱れ、昼夜逆転になっていく原因の一つに、ゲーム、YouTube等への時間制限のない生活が続いている現状がある。これが不登校や大幅遅刻の原因になっている場合もあり、保護者だけでは対応が難しいという相談事例も寄せられており、早期に対応していくことが非常に大事なことだと思う。大阪府が行っているように、基準を持って取組を行い、潜在的な課題があれば、早めに対応していく中で、不登校とか、生活の乱れにより、引きこもり等にならないような対応を行っていく必要があると思っている。

〇　義務教育段階での体力づくりを、学校体育における第一義の目的に置くことが、学習指導要領体育編の目標に掲げられている「豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力」を育むに資する目標設定なのかについては見直す必要があるのではないか。子どもの運動習慣の充実、スポーツへの興味関心をダイレクトに見ることができるような指標があるべきと考えている。単に縄跳び、長距離走の目標にこだわることなく、次期計画における目標等の見直しの際には参考としていただきたい。

〇　総合型地域スポーツクラブのＰＲについて、保護者としては、誰が主催となってやっているのか、わかりやすい案内等や情報を発信していただきたい。大阪府が関わる取組であるということをPRしていただくと、より信頼性が増して参加される方も増え、より活性化されると感じた。

＜基本方針６＞

〇　授業アンケート等をもとに教員が授業を改善していくことは大事であるが、教員評価と連動して、勤勉手当にも反映されると、教員は悪い評価を受けたくないと思い、新しいことにチャレンジしにくくなったり、授業の悩みを打ち明けにくくなったり、教員同士の協働的な取り組みを生みにくくなったりしてしまわないかが危惧される。そういった教員が孤立しないように、組織的な改善を目指して、協働的な取り組みを促すような形で取り組んでいただけたらと思う。

〇　教員評価支援チームの支援を受けていない学校についても、その学校の中で該当する先生に対して支援する、その支援に関して、府教委が研修の進め方などの指導・助言をしているとのことであった。今後も必要に応じて、学校への支援も含めて考えていただけたらと思う。

〇　民間企業において、教員のインターンシップを行った事例があり、その中で民間企業と教員のお互いが良い点を学んだと思う。今後もそういう形の取組みを発展的に継続的にしていただけたらと思う。

〇　昨年度、今年度の新型コロナウイルス感染症が拡大している状況においても、オンデマンド等で教員の初任者研修ができるという、発見と驚きがあった。しかし、参集型の研修は、他の学校の初任者間のコミュニケーションや情報交換という意義もあり、初任者時期での大事な機会になると思う。この意義が薄れないような形で、参集型の研修の機会もなくさないでいてほしいと思う。

〇　優秀な教員の確保については、その人が本当に教育に熱意を持ってということが大事になってくると思う。しかし、教員に関する情報が、良くないものになってしまっている点は非常に危惧しているところ。教員を希望する学生を増やしていく必要があると切実に思っている。

現場の声を率直に申し上げると、教員のやりがいと公務としての職責、そして給与面で待遇の三つをバランスよく今後とも充実させることが願いである。教育庁からもご支援いただければと思う。

　　保護者の立場からも、子どもに接する教員の働きやすさが一番重要ではないかと思っている。教員が本当に毎日やりがいを持って楽しいと思って仕事をしてくれることが一番の保護者の願い。教員が長く勤められるような環境を切に願っている。

〇　指導主事の若手任用の意義は重々承知しているが、現場経験は後々大きな財産になると思う。本人が納得し、指導主事として任用され、教育行政の視点を持ったうえで後々また現場に戻ることの意味はあると思う。一方で、しっかりと現場で実践力をしっかり積んで、指導主事になることが、これからの施策にもプラスになる部分がある。マネジメントだけではなく、実践力を思い切ってやれるような人材を育成していくことも、今後、指導主事が大きな力を発揮できることにつながるのではないか。

＜基本方針７＞

〇　令和２年度は、臨時休校もあり、学校も生徒も非常に大変な中、生徒の声を聞きながら取り組んだことで、学校経営計画に示す教育目標の実現度が高い実績となるなど、生徒の満足に繋がったのではないかとのことである。一方で、令和３年度については、新型コロナウイルスの影響を踏まえた取組みができるようになったのではないかと思う。昨年度、生徒の声を聞きながら取り組んだことを活かし、実績などの数値だけではなく、よりよい学校教育に向けた取組みができているかという視点で、長期的に見ながら、取り組んでいただければと思う。

〇　開かれた学校づくりを推進するという観点でいうと、保護者の学校行事への参加はもちろんのこと、生徒、保護者へのアンケート調査により、ニーズを汲み取るとともに、それにどう対応していくかを検討し、保護者等へ示していくことが重要。府教育庁として、様々に考えながら、取り組んでいただいているとのことで安心したが、ホームページや配布物では、保護者により分かりやすい言葉で表現するよう工夫していただくよう提案したい。

＜基本方針８＞

〇　新型コロナウイルス感染症に関係なく、自然災害というのは起こり得る。それに対する備えとして、実施が難しい引き渡し訓練等に代わり、いざというときに動きが取れるような仕組みなど、学校の取り組みが必要だと考える。現在も90％以上の学校がそういう自然災害を想定した取り組みを行っているとのことで、引き続き取り組みを期待したい。

識者の見解によれば、南海トラフ地震は2030年から2050年の間に80％以上の確率で発生するとも言われており、最近でもゲリラ豪雨により甚大な被害を受けた地域も存在する。災害がいつ起こっても、という意識で、今後とも防災教育や地域連携を深めていただきたい。

〇　地域安全センターについては、保護者にはその存在が知れ渡っていない。地域の各種団体が連携されているっていうのは実態として私どもも感じているので、今後もより一層周知が図れるように努めていただきたい。

〇　幼稚園で、警察の方が交通安全指導に来てくれたという話は聞いていたので、市町村と警察については、連携し、取り組みを行っているとの認識があった。一方、大阪府と警察は関わりがあるのだということは知らなかった。すでに警察と連携しているとのことで、今後も連携を進めていただくとともに、そのことを広く周知いただければ、行政に対する肯定的なイメージを持っていただけるのではないか。

交通安全教育として、行政から民間企業に対し、見守り隊へ協力依頼があり、それに協力しているという事例がある。見守り隊が不足しているという実態があるのであれば、協力できる民間企業等があるのではないかと感じた。

＜基本方針９＞

　〇　少子高齢化、核家族化が進み、ヤングケアラ―が大きな問題になっている。まずは府内の実態を明らかにするとともに、教職員自身が子どもたちの学校外の暮らしに心を寄せ、指導していくことが、この問題の解決には重要。実態調査から課題を明らかにすることを求める。

〇　「おおさか元気広場」と協力企業・団体による出前プログラムの周知については、学校、市町村、府、そして地区と、団体規模が徐々に大きくなっていく組織的な特徴を持つＰＴＡを活用してはどうか。

〇　子どもへの関わり方などを親が学べる機会は、自ら学びに行かないとないのが現状。親が学べる機会を提供することは、より良い社会を作っていくためには大切。親のニーズを把握し、親学習の内容を精査していただき、有効な取組に育てていただくとともに、親が行ってみたいと思う周知方法を検討し、たくさんの方に利用してもらえるような取組みに育ててもらいたい。

〇　新型コロナウイルス感染症の影響により、親の仕事がなくなり、また休校により給食がなくなるために、食べるものがない子どもがいるため、子ども食堂を充実させる方法はないかという相談を受けたことがある。この問題は行政が一体となって動かないと解決しない。不動産業者等と連携した空き家の活用なども含め、子ども食堂や子どもの食を支えながら健全な育みを保障するという取組みに繋げていけないか。

　＜基本方針10＞

　〇　児童生徒に多様で個性的かつ特色ある学習機会の提供と幅広い教育内容の選択が行えるように私立幼・小・中・高・専修各種学校への支援を更に充実することが重要。そのため、私立高校生等への授業料無償化制度の維持、私立学校園等への経常費補助金等の支援事業の拡充、キャリア教育推進に向けた産業界等との一層の連携・支援等、家庭の経済力や様々な課題が教育格差に繋がらないよう、公私問わず、子どもたちの教育が充実するように、今後とも支援をよろしくお願いする。

〇　公立学校と私立学校の教員による相互授業見学会の取組みは、教員が互いに学ぶ機会として大切である。継続して積極的に取組みを進めていただきたい。

〇　私立学校における学校情報の公表状況について、小・中・高では財務情報、自己評価、学校関係者評価の公表がいずれもが100%とこれまでの取組の成果が表れている。一方で、学校情報の公表が100％に至っていない幼稚園、専修学校に働きかけをする中では、公表の重要性について理解を得られるように説明すると同時に、公表することで、得られるメリットも学校園側にわかりやすく、イメージしやすく説明・提示することが大切と考える。

〇　私立学校における児童生徒へのいじめ、不登校またはパワハラの問題については、事前防止も含め、教職員の研修も深めながら、今後とも防止を図ってほしい。いじめや不登校、パワハラは子どもたちに限った話ではなく、学校から卒業し、社会に出ていくときにも同じような問題が存在する。支援策等の内容をどんどん進めていただき、解消に向けて取り組んでいただきたい。

【令和２年度における新型コロナウイルス感染症の教育行政への影響とその対応について】

＜ICTの活用＞

〇　ICT活用方法には、いつでもコンテンツを視聴できるオンデマンド方式と、同時双方向方式がある。今後、ICTを活用して事業を実施するにあたっては、事業の特性を精査し、最大の効果をあげられるよう、実施方法を見極めることが必要。

〇　新型コロナウイルス感染症対応において、ICTの活用が急速に広まった。ＩＣＴの活用は、今後の教職員の業務改善にもつながりうるものと考える。ぜひ、今後の働き方改革を進めるにあたって、効果的に活用してほしい。

〇　コロナ禍によって教育現場でのＩＣＴ化が進んでいったことを、今後、教員の働き方改革や、例えば切り替えが難しい子どもへの対応といった取組みに活かしていただけることを期待している。

〇　ＩＣＴ教育については一層環境を整備していただきたい。教職員のスキル格差への指摘もあったため、資質向上の研修なども進めてもらいたい。

＜生徒との触れ合いの確保＞

〇　教育活動には、人格と人格との触れ合いという要素が本質的に含まれている。コロナ禍における教育の実施方法を検討する際、この要素もしっかり考慮していただきたい。

〇　実施手法の工夫などにより、できるだけ取組みは実施をしていただいているが、それでもなお、新型コロナの影響により、運動機会は減っている。体育系の事業に関しては、ICTを活用するにも代替のきかない内容が多く含まれているので、感染防止対策を徹底しながら、対面実施を維持することを基本に検討いただきたい。

＜外部人材の活用＞

〇　学習保障や心のケアのための外部人材の活用は非常に重要。こうした人的支援の継続が望ましい。

　　新型コロナウイルスの感染状況が今後どうなるかはまだまだ分からない。コロナ禍での子どもたちの学習や心への影響は大きく、今後もそれが続くことも想定される。子どもたちの学習保障や心のケアのため、また現場の教員の働き方改革のためにも、外部人材の活用など、引き続き充実した人的支援をお願いする。

【令和２年度における新型コロナウイルス感染症の教育行政への影響とその対応について】

＜感染症予防＞

〇　昨年の経過を見ると、マスクの着用、手指の消毒ということが徹底されることで、例えばインフルエンザに罹患する方が非常に少なかったなど、新型コロナウイルス感染症の対策により、他の感染症に対しても効果があったと言える。

今、感染者が表面的には少なくなっているが、やはり気を緩めてはよくない。子どもたちにも基本的な感染予防策を周知いただければと思う。

＜コロナ禍で得た知見の継承＞

〇　令和２年度当初は一斉休校であったが、支援学校等ではその間に担任紹介や学校案内の動画を作り、きめ細やかに家庭と連携をすることで、初めての登校が分散登校となる不規則な状態であったにもかかわらず、子どもたちに大きな影響やトラブル、混乱が生じなかった。このような取組みは、今後、場面の切り替えが難しい子どもへの対応にも活用できる。コロナ対応で得られたアイディア集のようなものがあると、これから様々な場面に応用できる。

＜継続した子どもたちへのケアについて＞

〇　コロナ禍で、心身の不調や人間関係の不安などを抱える子どもたちがいる。そのような子どもたちへのケアのためにも、今後も継続したスクールサポート体制の支援が望まれる。

〇　令和３年度全国学力・学習状況調査の結果においては、学力の著しい低下は見られなかったとのことだが、それはこの間の授業確保の努力や、きめ細やかな学習指導、また家庭学習支援などの取組みの結果と認識。一方で、子ども達の学力を支えるのは、やはり生活面や人間関係。コロナ禍で子ども達の生活面や人間関係にどのような影響があったのか、さらなる実態把握をしながら、学力向上施策を継続していただきたい。